

# 関税と国際貿易に関する最新情報

2024年6月

本アップデートのハイライトは、以下のとおりです。

- ▶ EU輸入管理システム2(ICS2)リリース3の実施
- ▶ 2024年下半期における付加価値税(VAT)税率引き下げに関するアップデート
- ▶ 包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)への英国(UK)の加盟に関するアップデート
- ▶ 2024年におけるVAT、法人所得税(CIT)、個人所得税(PIT)、土地賃借料の納付期限延長に関する政令
- ▶ 以下の事項に関するガイダンスを提供するオフィシャルレター(OL)
  - ▶ 原産地証明書(C/O)に申告された商品の原産地に影響する消費率とロス率の相違
  - ▶ 輸出加工企業(EPE)が輸入する商品のうち、使用目的が変更されるものに対する税務ポリシー
  - ▶ 完全ノックダウン・セット(CKD)における自動車部品の分類および税率の適用
  - ▶ 輸出後に返送されたスクラップの税関手続き
  - ▶ C/Oと税関申告書で申告したHSコードの相違
  - ▶ ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者の特定

その他の税務・税関・国際貿易に関する最新情報は[こちら](#)をご覧ください。

## EU ICS2システム リリース3の実施

主要メディアにより、EUが2024年6月3日から、ICS2のリリース3を実施すると報道がなされました。したがって、EU域内へ輸入品を輸送する事業者、またはEU域内を通過する事業者は、Entry Summary Declaration(ENS)を通じて、EU税関同盟のICS2において、貨物の到着前に情報を申告しなければならなくなります。

ENSの主要情報には、商業送り状に記載された各品目の6桁のHSコード、商品の詳細な説明、EUに拠点を置く荷受人の経済事業者登録識別番号(EORI)、売り手と買い手の情報などが含まれます。

到着前の情報とリスク分析により、EU税関当局は安全保障上の脅威を察知し、EUとその国民の商業上の安全を守るためにサプライチェーンに適切に介入することができます。

EU加盟国は、関連する利害関係者にICS2へのアクセスを許可します。したがって、リリース3に含まれる企業は、必要な情報を提供するための展開スケジュールを認識しておく必要があります。

- ▶ 2024年6月3日～12月4日:海上および内陸水路の事業者
- ▶ 2024年12月4日～25年4月1日:2次海上および内陸水路の事業者
- ▶ 2025年4月1日～9月1日:陸路および鉄道の事業者

したがって、ベトナムからEUへの輸出品に関連するすべての物流企業、宅配便業者、配送業者、海上、鉄道、航空、陸路の運送会社は、貨物が到着する前にICS2でデータを申告しなければなりません。ベトナム企業がこのような規制を順守しない場合、EU国境でコンテナや貨物が停止されたり、EU税関で貨物が通関されなかったりといった結果に直面する可能性があります。また、申告書に不備があったり、拒否された場合は、EU規則の不順守による制裁措置の対象となります。

### ICS2の3つのリリース

- ▶ **リリース1:** 2021年3月15日から開始し、EU域外の宅配便業者、郵便局、郵便当局を含む3者に適用します。
- ▶ **リリース2:** 2023年3月1日から開始し、リリース1の3者、貨物利用運送事業者、航空運送事業者を含む5者に適用します。
- ▶ **リリース3:** 2024年6月3日から開始し、上記の2つのリリースの5者、海上、鉄道、陸路の輸送会社、EU輸入業者を含む、すべての対象者に適用します。

## 2024年下半期におけるVAT税率引き下げに関するアップデート

2024年5月23日に財務省(MoF)は、2024年下半期の付加価値税引き下げに関する国会決議案の作成に関する提案No.110/TTr-BTCを政府に提出しました。当該決議案では、以下のように提案されています。

- ▶ VAT税率10%(現在は8%に引き下げ)が適用されている特定の商品・サービス群について、以下の商品・サービスを除き、VAT税率を引き下げる方針が継続されます。
  - ▶ 電気通信、情報技術、金融、銀行、証券および保険活動、不動産業、金属およびプレハブ金属製品製造、鉱業活動(石炭採掘活動を除く)、コークス製造、石油精製、化学品および化学製品の製造、特別消費税の対象となる商品およびサービス。
- ▶ 申請期間は2024年7月1日～12月31日となります。

2024年5月28日に政府は、決議No.81/NQ-CPを発表し、2024年下半期の付加価値税2%引き下げに関する国会決議を作成する財務省の提案を承認しました。政府は、第15回国会第7回本会議での審議と承認のため、国会と国会常設委員会に報告します。

## 英国のCPTPP加盟に関するアップデート

2024年6月8日に第7回国会本会議において、商工省(MoIT)は、英国と北アイルランドのCPTPP加盟に関する説明報告書(CPTPP文書)を発表しました。MoITの説明報告書とベトナム国家主席のCPTPP文書批准提案によると、英国のCPTPP加盟は、ベトナムに経済的利益をもたらすと期待されています。

本会議で発表された英国のCPTPP加盟に関するいくつかの重要な影響は以下の通りになります。

- ▶ 二国間の観点から、ベトナムは英国に対し、CPTPP協定の基準に従って高レベルでの市場開放を約束するよう要請する目標を達成しました。英国のベトナムに対するコミットメントは、複数の分野では、他の加盟国と比べて高いレベルにあり、ベトナムと英国・北アイルランド自由貿易協定(UKVFTA)のコミットメントよりも高くなります。具体的には以下の通りになります。
  - ▶ 英国はCPTPP発効と同時に、ベトナムに対する関税の94.4%を撤廃することを約束しました。
  - ▶ ベトナムの一部の農水産物(例:米)は、関税割当の範囲内で特恵関税率を享受できるとともに、他の加盟国に適用される関税割当と比較して、割当および輸入関税の撤廃、またはより高い関税割当の対象となります。
  - ▶ 市場経済条件下でベトナムにおいて操業しているとみなされる部門に関するベトナムの確認に基づき、英国はベトナムからの輸入品に2019年貿易救済規則第14.1条(b)を適用しないことを約束しました。
- ▶ 多国間の観点からは、英国のCPTPP加盟はアジア太平洋地域およびアメリカ地域と欧州をつなぐことに貢献し、アジア太平洋地域の自由貿易協定に参加する経済圏を誘致し、間接的にベトナム製品の市場参入を拡大します。

MoITによると、英国は2024年5月16日にCPTPPへの加盟の正式な批准を完了し、本稿更新時点で、CPTPP加盟国のうち、シンガポール、日本、チリ、ニュージーランドの4カ国が英国のCPTPP加盟に向けた批准手続きの完了を発表しています。

2024年5月26日にベトナム国会は英国のCPTPP加盟批准に関する決議を可決しました。英国のCPTPP加盟の批准手続きは、2024年10月16日までに完了する予定となります。

## 2024年における付加価値税、法人税、個人所得税、土地賃借料の納付期限延長に関する政令

2024年6月17日に政府は、政令No.64/2024/ND-CP(政令No.64)を公布し、2024年における付加価値税、法人税、個人所得税、土地賃借料の納付期限延長を決定しました。

- ▶ VAT(輸入品にかかるVATを除く): 2024年において、5月~9月(月次VAT申告の場合)および第2・第3四半期(四半期VAT申告の場合)に発生したVATの納付期限を延長します。なお、VAT申告書は現行の規定に従って提出する必要があります。
- ▶ CIT: 第2四半期の税金仮払の期限日から3カ月
- ▶ 世帯事業および個人事業に対するVATおよびPIT: 2024年に発生した税金の納付期限は、2024年12月30日まで延長されます。
- ▶ 土地賃借料: 2024年に納付すべき土地賃借料の50%(2024年第2期分)の納付期限が2024年10月31日から2カ月延長されます。

政令No.64は調印日から2024年12月31日まで有効となります。詳細は政令をご参照ください。

## ガイダンスを提供する重要なオフィシャルレター

No.	テーマ	内容
2352/TCHQ-PC 2023年5月28日	C/Oに申告された商品の原産地に影響する消費率とロス率の相違	<p>今年2月に財務省は2024年の税務・税関政策に関する韓国企業との対話の議長を務めました。対話の中で、GDCは企業からいくつかの質問と現行の関税規制に関する提案を受けました。その中の1つに、商品の原産地に関する質問がありました(オフィシャルレターの質問3)。</p> <p>C/Oを申請した時点で、企業は予測消費率と損失率を使用しており、MoITによって承認され、C/Oが発行されました。その後、企業は技術的または実際の消費率を有し、その結果、MoITから以前に発行されたC/Oと比較して商品の原産地が変更されたことに気づいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 企業は、技術的または実際の消費率に基づいてC/O申請書をMoITに再提出しなければなりません。その後、企業は、申告された商品の原産地を修正するために修正税関申告書を提出しなければなりません。</li> <li>▶ 上記の違反行為が原産地の申告ミス、または原産地偽造であることを適切に判断するために、税関総局は以下のようにガイダンスしています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 原産地の申告ミス:実際の原産地と比較して申告ミス行為があった場合に判断されます。つまり、原産国はすべての税関付属書類と現物で一致しているが、税関申告書では正確に申告されていません。</li> <li>▶ 原産地偽造:税関総局は商工省の「商品の原産地に関する国家管理強化プロジェクト」草案に対して意見を提出し、その中で関連規定をさらに改善するよう提案しました。</li> </ul> </li> </ul>
2340/TCHQ-TXNK 2024年5月27日	輸出加工企業(EPE)が輸入する商品のうち、使用目的が変更されるものに対する税務ポリシー	<p>EPEが修理、またはリサイクルを目的として返品された商品を再輸入し、その後、再輸出しない場合、通関手続きは2015年1月21日付政令No.08/2015/ND-CP(政令No.08)の第47条7項に従わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リサイクル品が加工品である場合、EPEは税関で国内消費への用途変更手続きや破棄手続きを行わなければなりません。</li> <li>▶ リサイクル品が加工品でない場合、EPEは再輸入品と同様の税関手続きを行い、国内消費に使用目的を変更しなければなりません。</li> <li>▶ EPEは、新たな通関申告を開始する際、商品管理政策および税務政策に従わなければなりません</li> </ul> <p>EPEが外国投資を有する企業で、2007年4月4日付貿易省発行通達No.04/2007/TT-BTMに従う商品の清算のための条件を満たし、ベトナム国内市場への売却、贈与、寄付により輸入品の清算を行う場合、以下の通関手続きを選択します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 使用目的の変更:EPEは商品管理ポリシーに従い、適用される輸入税と付加価値税を納付します。</li> <li>▶ 現地(OTS)輸出入:EPEがOTS輸出通関申告を行います。国内企業はOTS輸入通関申告を行い、適用される輸入関税と付加価値税を納付します。</li> </ul>

No.	テーマ	内容
2236/TCHQ-TXNK 2024年5月22日	CKDセットにおける自動車部品の分類と税率の適用	<p>企業がCKDで自動車部品を輸入しますが、2023年5月31日付政令No.26/2023/ND-CP(政令No.26)に基づく税制優遇措置プログラムに参加しておらず、政令No.26の付録IIセッションII第2項b.5.1の条件をすべて満たす場合、企業は以下のいずれかを選択できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各自動車部品またはコンポーネントのHSコードを分類し、政令No.26の付録IIセッションIの特恵輸入税率を適用します。</li> <li>▶ 各自動車CKDセットのHSコードを分類し、グループコード98.21に規定される特恵輸入税率を適用します。</li> </ul>
2178/TCHQ-GSQL 2024年5月15日	輸出後に返送された端切れ生地の税関手続き	<p>企業が端切れ生地を海外に輸出し、その後ベトナムに返送される場合、以下の再輸入の通関手続きを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 天然資源環境省環境汚染管理局によると、現在の規制では端切れ生地の再輸入については規定していません。</li> <li>▶ 税関総局は、地方の税関当局に対し、端切れ生地の再輸入申請書類の受領、輸出品の再輸入に関する現行の規則に従って税関手続きを行うよう指示します。</li> </ul>
2011/TCHQ-GSQL 2024年5月9日	C/Oと税関申告書で申告したHSコードの相違	<p>C/Oに記載された輸入品のHSコードが税関申告で申告したHSコードと異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 税関当局は、C/Oに申告された商品が税関申告書に申告された商品と異なると判断する十分な根拠がある場合、または、分類分析結果通知書、あるいは輸入品の実地検査に基づいて、提出されたC/Oを却下することができます。</li> <li>▶ 反対に、根拠が不十分である場合、税関当局は、税関申告書とC/Oの情報が異なる特別なケースを扱うための財務省発行2023年5月31日付通達No.33/2023/TT-BTCの第16条に従って手続きを行います。</li> </ul>
2643/TCHQ-GSQL 2024年6月10日	ベトナムに拠点を持たない外国企業の特定	<p>政令No.08第35条1項(c)の現地(OTS)輸出入の税関手続きにおいて、税関総局はベトナムに拠点を持たない外国貿易業者の特定に関連する課題に直面しています。</p> <p>貿易および外国貿易に関する文書には、ベトナムに拠点を持たない外国貿易業者の定義のみを規定し、必要な書類、資料、方法、特定手順、検査、および当該問題を担当する行政機関が具体的に定められていません。このため、税関総局が税関手続きをガイダンスする上で困難が生じています。</p> <p>したがって、税関総局はMoITおよび計画投資省に対し、外国貿易業者がベトナムに拠点を持つか否かを特定・検査するための書類の構成、資料、方法、手順に関するガイダンスを提供するよう要請しています。</p>

# Contacts

## Hanoi office

Huong Vu | General Director  
huong.vu@vn.ey.com

日系企業担当  
Japanese Business Services (JBS)

西川 貴陽 | 日系企業担当インドシナ副統括  
ディレクター  
公認会計士(日本・米国)  
takaaki.nishikawa@vn.ey.com

佐々木 理帆 | シニアマネージャー  
公認会計士(日本)  
riho.sasaki1@vn.ey.com

錦城 和栄 | マネージャー  
kazue.kinjo1@vn.ey.com

外山 隆太郎 | マネージャー  
公認会計士(日本)  
ryutaro.toyama1@vn.ey.com

下澤 大地 | マネージャー  
公認会計士(日本)  
daichi.shimozawa@vn.ey.com

小池 都司 | マネージャー  
米国公認管理会計士(USCMA)  
koike.satoshi@vn.ey.com

Linh Ngoc Nguyen - 日本語可  
シニア  
linh.ngoc.nguyen@vn.ey.com

Nguyen Thi Kieu Thoa - 日本語可  
シニア  
thoa.t.nguyen1@vn.ey.com

## Ho Chi Minh City office

Robert King | Indochina Tax Leader  
robert.m.king@vn.ey.com

日系企業担当  
Japanese Business Services (JBS)

小野瀬 貴久 | 日系企業担当インドシナ統括  
パートナー  
公認会計士(日本)  
takahisa.onose@vn.ey.com

高野 宏太 | シニアマネージャー  
公認会計士(日本)  
kota.takano1@vn.ey.com

大富 友加 | マネージャー  
yuka.otomi@vn.ey.com

渡邊 哲史 | マネージャー  
公認会計士(日本)  
satoshi.watanabe@vn.ey.com

Chung Duc Dao - 日本語可  
マネージャー  
chung.duc.dao@vn.ey.com

昆野 諒介 | シニア  
ryosuke.konno@vn.ey.com

## Phnom Penh office (Cambodia)

川原 亮 | マネージャー  
公認会計士(日本)  
ryo.kawahara2@kh.ey.com



## **EY | Building a better working world**

**EY exists to build a better working world, helping to create long-term value for clients, people and society and build trust in the capital markets.**

**Enabled by data and technology, diverse EY teams in over 150 countries provide trust through assurance and help clients grow, transform and operate.**

**Working across assurance, consulting, law, strategy, tax and transactions, EY teams ask better questions to find new answers for the complex issues facing our world today.**

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](https://ey.com/privacy). EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit [ey.com](https://ey.com).

© 2024 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.  
All Rights Reserved.

03089-226Jpn  
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com/en\\_vn](https://ey.com/en_vn)